

福沢諭吉の天皇論

——構造・展開・反響——

小川 原 正 道

- 一 はしがき
- 二 福沢の天皇論——構造と展開
- 三 同時代における福沢天皇論の反響
- 四 後時代における福沢天皇論の反響——昭和戦前期を中心に
- 五 むすびに代えて——福沢天皇論の「復活」

一 はしがき

福沢諭吉が天皇および皇室に対して、英国の立憲君主制をモデルとしながら、政治的実権を持たせず、一方で政治的最高権威として君臨させ、その社会秩序維持機能を期待していたことは、よく知られている。

福沢の天皇論については従来、『文明論之概略』に描かれた天皇論と、『帝室論』に描かれているそれとが一貫しているか否か、というところに焦点が当てられてきた。⁽¹⁾『帝室論』そのものについても、吉岡拓氏が簡潔に整

理されているように、同時代の他の天皇論と比較し、その功利主義的姿勢や共和主義的指向性、あるいは、学問の独立・自由を重視しようとしていた点を評価するものと、逆に、その論理の中から日本の帝国主義化に荷担し、天皇の政治的役割を重視しようとしたことを読み取るものがある。福沢の天皇論をめぐるのは、その一貫性や性質についての評価が焦点となってきたわけである。そして吉岡氏が指摘する通り、こうした相反する『帝室論』の評価の妥当性について、同書のみから判断することは難しい⁽²⁾。『帝室論』の評価は、福沢の著作全体の分析の中から下されるべきものであり、それは、吉岡氏が取り組んだ『帝室論』以前の言説分析のみならず、それ以降の言説を含めた網羅的考察の結果から生まれるべきであろう。これは、従来『文明論之概略』と『帝室論』との比較に焦点が当てられてきた福沢の天皇論そのものの分析についても、同様にいえることである。

福沢の天皇論を俯瞰的にみた場合、そこから見いだせるのは、天皇・皇室に社会秩序の維持、政治的安定のための求心力を求める姿勢である。本文で詳述するように、『文明論之概略』では、立君国家における政治的君主として、天皇を尊崇する重要性を指摘した。英国モデルの議院内閣制・二大政党制の導入を訴えた『民情一新』では、英国では国王と人民が相互の立場を尊重して社会秩序を維持しており、こうした英国社会における王室尊崇の気風に着目して、文明化を目指す以上は英国の統治にならうべきであると主張している。『帝室論』においては「帝室は政治社外のものなり」として、政治に関わる者は「帝室の尊厳と其神聖」を濫用してはならないと述べ、あくまで二大政党による政権交代を理想とする立場から、政権交代のたびに与党の帝室に対する態度が変わり、現実政治に帝室が巻き込まれることを懸念して、社会秩序の維持のために帝室は「政治の上」に存在すべきだとした。帝室には不偏不党性と尊厳神聖性、国民からの崇敬心の維持と高度な国民的統合機能、学術技芸、芸術、徳義の奨励こそが求められ、「帝室は直接に万機に当らずして万機を統べ給う者なり」というのが理想であった。『尊王論』は、皇室は「最古最旧、皇統連綿」としてきたという歴史的観点から、その歴史的連続性・

政治的中立性を強調し、天皇はあくまで現実政治から分離すべきであり、独立して神聖性を保持することで、むしろ現実政治の不連続性を補うことができるとしたものである。

坂本多加雄氏は、天皇が現実政治に関わらず、文化的中心として機能することで、政治的統合機能を果たさせようとする発想は、象徴天皇論を先駆けて説いていたものと評価している。⁽³⁾ 実際、敗戦後、福沢の天皇論は象徴天皇制の精神とほとんど同一であるとして再評価が進み、戦前は「国賊視」されていたものが一転、高い評価が与えられることになる。その意味で、福沢の理想は戦後になって具現化したとみることもできよう。⁽⁴⁾ と同時に、昭和十年に岡田啓介内閣が発した第一次国体明徴声明が「大日本帝国統治の大権は厳として天皇に存すること明かなり」と宣言して、天皇機関説を「万邦無比なる我が国体の本義を愆るものなり」として排除したことを想起するとき、右のような福沢の天皇論は、そのわずか十年前には存在の余地が許されない論理であったといわざるを得ない。事実、後述する通り、福沢の『帝室論』はその発表当初から、君臨すれども統治せずといった英国王室をモデルとしているとして井上毅から強い反発を受け、かの第一次国体明徴声明の二年後には、慶應義塾大学が『帝室論』を参考書の一部に採用しようとしたところ、文部省が不相当と指摘し、削除されたという経緯がある。

そして、政治的実権を持たせず、政治的中立性を保たせ、国民統合機能を期待するという性格のゆえに、先述の通り、福沢の天皇論は戦後になって「復活」した。その再評価が進むとともに、昭和天皇自身が文部大臣・高橋誠一郎の勧めによって『帝室論』を読み、これに共感し、また東宮職参与となった元慶應義塾長の小泉信三が皇太子（今上天皇）教育に際して『帝室論』の先見性を高く評価し、テキストとして皇太子と共に音読したことは、よく知られている。

こうした意味で、福沢の天皇論は、これを俯瞰的に分析して構造や展開をあきらかにすることはもちろんのこと

と、同時代において、そして後時代においていかに受容され、反発を呼び、影響を与えたのかを考慮することが、日本政治史上、また政治思想史上、不可欠であると思われる。本稿のねらいとするところ、かつ従来の福沢の天皇論研究との主たる相違点は、まさにここにある。福沢がその天皇論の前提として位置付けていた議院内閣制、二大政党による政権交代が現実のものとなっている今日、かかる思想的営為を試みることに、一定の意味があるろう。

二 福沢の天皇論——構造と展開

福沢は明治八年の『文明論之概略』巻之一において、政府の体裁について立君独裁、立君定律、貴族合議、民庶合議の四種を挙げ、その形態よりも実態からは是非を判断すべきだとした上で、立君政治も合衆政治も体裁ではなく、「文明に達する」か否かという実態から判断し、変更すべきならば変えるべきだとする。その意味で、君主制を採用するか否かは、「文明化」という目的からみた実態の合理性から判断されるべきものであった。それは、日本の独立を実現するために不可欠の思考であった。⁽⁵⁾

福沢はさらに巻之六において、西洋文明と日本文明とを比較して、後者が前者に遅れていることを認めた上で、文明が発達した者が遅れた者を制するのが「理」であるとして、「自国の独立如何」について案じた。そして、西洋諸国の人民が日本人に比して知力活発で交際も広く、経済活動も活発であることの原因を追求する中で、その原因を「忘古」にあるとみて、これを克服するために「神世の古に証拠を求めて国体論なるものを唱へ」る、皇学者の面々について取り上げ、その中で君主に対する尊崇のあり方について論じる。福沢は、「立君の国に於て君主を奉尊し、行政の権をこの君に附するは、固より事理の当然にして、政治上に於ても最も緊要なることな

れば、尊王の説決して駁すべからず」としながらも、「彼の皇学者流」が政治上の理由から君主を尊崇するのではなく、「人民懷古の至情」に尊崇の理由を求めようとすることを批判し、これによって「君主をして虚位を擁せしむるも之を厭わず、実を忘れて虚を悦ぶの弊なきを得ず」と難じた。福沢は日本の歴史を顧みて、「我国の人民は数百年の間、天子あるを知らず、唯これを口碑に伝うるのみ」と述べ、維新によって王政復古は実現したものの、王室と人民との間には「至密の交情」は存在せず、あくまで「政治上の関係」のみが存在しているという。鎌倉時代以来七百年近く人民は王室を忘れており、王政維新も王室を慕うがゆえに起きたものではなく、幕政を改めようとする人心の故になったとする福沢は、政権が王室に帰した以上、「日本国民として之を奉尊するは固より当務の職分なれども、人民と王室との間にあるものは唯政治上の関係のみ」として、人工的に「交情」を造るべきではなく、それは却って「偽君子」の類を生むとして、「皇学者流の国体論」を難じた。⁽⁶⁾ 維新によって王政復古が実現し、文明化の道を歩み出した以上、そこで選択されるべきは、現状の立君制すなわち天皇を中心とした政治体制にほかならなかった。⁽⁷⁾

『文明論之概略』は明治七年三月頃から約一年をかけて書き上げられたが、この時期は、教部省・大教院のもと、人民の「敬神愛国」の精神を鼓舞すべく、神官や僧侶をはじめとする教導職による民衆教化活動が積極的に展開されていた時期であった。教導職は記紀神話をさかんに引用しながら、天皇・皇室に対する崇敬心を高めるよう、人民を集めて説教を行い、天皇をモチーフにした芸能活動なども厳しい統制を加えられた。⁽⁹⁾ その拠点である大教院は慶應義塾の間近にある芝・増上寺に置かれており、福沢はおそらく、こうした教化活動を念頭において右のような記述をしたのであろう。人民は天皇に対して政治的支配関係という観点から、これを尊崇すべきであり、歴史を遡って尊崇心を人工的に造り出そうとする政策や思想には批判的であった。「皇学者流の国体論」を嫌い、あくまで文明化や政治的支配関係からみた功利主義的観点から天皇を重んじる立場をとっていることを、

ここでは確認しておきたい。⁽¹⁰⁾

右のような主張は、いわば復古的天皇論への批判であり、それは崇敬心の造成がむしろ帝位の虚位化を生むという逆説的な警戒感から生まれたものだったが、同時に福沢は、学問が発展することによって、反天皇論が出てくることも警戒したようである。慶應義塾の教員を務めていた酒井良明は、「西南戦争の少し前」、すなわち明治九年の終わりが十年の初め頃、次のような話を福沢から聞いたという。「学問の進歩は恐ろしい事だ。もう少し経つとお前達に書いて見せることがある。それは世の中がだんだん進んで来ると天子様を別にしなければならぬ。そうしないと遂には天子様を的にして弓を引く者が出来ぬとも限らぬ。文学が進んで来ると妙なことになる⁽¹¹⁾」。このおよそ二年後の明治十二年、福沢は、情報・通信技術の発達により、「国帝に狙撃を試みたる」ような「人民の勢力と政府の勢力と相互に相衝撞軋轢」が現出している欧州を念頭に置き、かかる中でも「国安を維持する」モデルとして「英国の治風」を評価する『民情一新』⁽¹²⁾を世に示し、我が国への二大政党制の導入を訴えることになるが、右のような学問発達による反天皇論台頭への警戒も、こうした欧州の政治情勢を念頭に置いたものだと思う。「天子様」というと「情」が前面に出てくる印象があるが、これもあくまで、社会秩序の維持と支配・被支配関係の構築という、天皇の政治的機能を前提とした議論というべきであろう。

なお福沢は、この『民情一新』において、英国における二大政党による政権交代について論じた上で、「英国の政府を改革するも又諸大臣を黜陟するもその権柄は全く人民に属して、国王は有れども無きが如く之を蔑視して顧る者なきやと尋るに、決して然らず」として、英国における国王の役割の大きさについて述べ、「王室を尊崇するは英国一種の風にして、仮令い如何なる自由党の劇論家にも公然として王室の尊威を攻撃する者なし」と強調する。フランスのように人民が自由の改革のために国王を攻撃するのは異なり、英国では、親子が信頼関係を結び、その和を保っているように、国王と人民が相互の立場を尊重して社会秩序を維持しており、これを

「犯さざる国王は益貴く、犯さざる人民は益親しく、以て社会の秩序を維持するは人間最大の美事と云うべし」と絶賛する。かくして福沢は、「千八百年代に在てよくその文明の衝に当り嘗て震動を覚えざるものは、特に英政を以て然りとす」として、英国の二大政党制を高く評価し、同時に「政權全く人民に帰すと雖ども尊王の意亦甚だ厚し」という氣風を強調して、およそ文明化を目指す者は、「必ず英の治風に倣う」べきであるという。二大政党による政權交代という権力の不安定性・不連続性は、王室による社会秩序の維持という權威の安定性・連続性によって補われるべきものであった。王室が果たすべき役割は、文明化の推進や社会秩序の維持という「政治的機能」にはかならず、それゆえに王室は尊重されなければならない。こうした問題意識は『文明論之概略』から一貫している。

福沢がこうした英国流の政治体制、すなわち二大政党制と国王への尊崇をもって、日本の目指すところとしたのは、この二年後に発表された『時事小言』でも同様である。福沢はここで、国会を開設して選挙を行い、主義と才徳に基づいて人材を選び、その主義に基づいて政党が結成されるという未来図を描いてみせた上で、「上は天皇陛下を戴き下は三千余万の人民に対して、公明正大、白昼に前後を争ひ、その一進一退は兵器に拠らず腕力を藉らず、唯天下人心の向背に任ずるのみにして、恰も争ふて戦はず競ふて乱れざるものなれば、競争活潑の間に安寧の大義を存す可し」と、議会政治と天皇への崇敬心とが両立した社会に希望を見だし、「以て国を泰山の安に置いて帝室を無窮に伝へ、その事情期せずして自から英吉利の風に効ひ、東洋新に一大英国を出現して世界万国と富強の鋒を争ひ、他をして三舍を譲らしむるの愉快を見ること遠きにあらず」と、日本が「東洋の英国」⁽¹³⁾となっていくことを提唱した。

しかし、福沢の英国流の政治体制導入構想は、この『時事小言』と深い関わりをもつ明治十四年の政変によって挫折した。それでも、天皇・皇室の政治的機能への着眼は変わらず、むしろ、それは当時の政治情勢によって

強調されていく。

明治十五年四月五日から十四日まで『時事新報』に連載され、四月のうちに刊行された『時事大勢論』⁽¹⁴⁾では、右の「上は天皇陛下を戴き下は三千余万の人民に対して、公明正大、白昼に前後を争ひ」という構図の重要性を、現実政治と照らし合わせながら強調する。本書が官民の対立を懸念したものであることは周知の通りだが、福沢は、政府と民権派との対立について「在朝の政党と在野の政党と相互に鋒を争ひ、人民の論鋒辛ふして政府に達したるまでの事にして、未だ帝室の軽重に論及したる者あるを聞かず」と評し、あくまで帝室を尊重した上での在朝と在野の政党の対立に過ぎないとし、対立の結果がどうであれ「帝室の尊嚴は開闢以来同一様にして、今後千万年も同一様たる可し」と主張した。帝室はあくまでも「天下の論壇を近づく可からざるの霊場」であり、政治の上位に置かれるべきものであった。だからこそ、現実政治と帝室とは切り離さねばならず、「帝室の保護尊崇を主義として容易に帝室の名義を用ひ、我党に反対する者は帝室に反対する者なりなど、之を公言するに至らば、他の党派も亦決して之を許さず、我こそ帝室を尊崇する者なれ、汝の党は則ち然らず云々とて、政治の論は之を忘れて一向に帝室を争ひ」、帝室が政治に巻き込まれる事態に陥ることになる。これでは、「日本国に真成の政党を望むも得べからざるなり」というのが福沢の懸念であった。これは、あきらかにこの前月に結成されていた立憲帝政党を意識した発言であり、⁽¹⁵⁾帝政党が「帝室の名義」を用いたことに対して、「他の党派」も帝室尊崇を主張する、という構図は、現実展開されているものであった。⁽¹⁶⁾

福沢はすでに三月三十一日付・四月一日付『時事新報』社説「立憲帝政党を論ず」において、立憲帝政党が党名に「帝政」を掲げたことを批判し、これでは自由党や立憲改進黨などは天皇の君臨に反対することになりかねず、それは天下の人心を乱す恐れがあるとして、「帝政」の二字を削るなど党名を改めるよう求めていた。⁽¹⁷⁾右の記述は、こうした帝政党批判から生み出されたものであった。一般に、帝政党の結党を意識して記されたのは、

同年五月に刊行された『帝室論』（四月二十六日から五月十一日まで『時事新報』に連載）とされるが、すでに帝政党の危険性に対する認識は、この時点であらわれていた。⁽¹⁸⁾

むろん、帝政党に対する警戒感、すなわち帝室が現実政治に巻き込まれることへの懸念は、『帝室論』⁽¹⁹⁾でも強調されている。福沢は、特定の政党が帝室の威光を借りて党派を組織してしまえば、これと対抗する勢力は帝室に抵抗する勢力に陥り、「天下四分五裂」の事態が生じかねないと懸念する。それは、二大政党による政権交代という権力の不連続性・不安定性を、両党を含めた国民全体による帝室の尊崇によって補おうとする福沢にとって、致命的な構図であった。そこで福沢は、政権交代のたびに与党の帝室に対する態度が変わり、帝室が現実政治の混乱に巻き込まれて、その「神聖性」と統合機能を失うことを懸念し、「帝室は政治社外のものなり」として、政治に関わる者は「帝室の尊厳と其神聖」を濫用してはならない、政党と帝室は分離しなければならないと主張する。帝室は、あくまで社会秩序の維持のため「政治の上」に存在すべきであった。福沢は、国会を開設しても未だ「恩威」も「武威」もないため、「君臣情誼の空気」のなかで暮らしてきた日本人の道徳や安寧を維持するためには、帝室を用いるほかない、と主張する。帝室が精神的統合機能を持ち、政府・国会が政治的統合機能を持つ、というのがこの時点での福沢が描く「立憲国会」の国の姿であった。

福沢はこうして帝室の不偏不党性と尊厳神聖性、そして国民からの崇敬心の維持と高度な国民的統合機能を重視し、帝室には紛争の仲裁や学術技芸、芸術や徳義の奨励、勸懲賞罰などの機能を期待することになり、それは「帝室は直接に万機に当らずして万機を統べ給う者なり」という言葉に帰結されることになる。これは、帝室を政治社外に置くことをもって「虚器を擁するものなり」とみる論者に対する反論でもあった。帝室を政治よりも上位に置き、かつその尊厳や神聖性、統合機能を強調するところには、従来よりも帝室を重視する傾向がみられるが、その意図するところは、帝室に期待した社会秩序と政治的安定化機能の保持・発揮にほかならず、その

意味で、功利主義的観点は変わっていないとみるべきであろう。⁽²⁰⁾

福沢は「帝室論」を執筆した際、二つの漢詩を書き残している。「世論憐侘多苦辛苦 生民誰是不王臣 鮑魚
 頼尾政壇事 吾仰帝家万歳春」「誰道勤王唯楠公 聖明之世有孤忠 帝家一二編論説 揮筆功孰汗馬功」の二首
 で、およそ日本国民たるもの臣民でないものは一人としてなく、自分は帝室が常に安泰であることを望むとし、
 また、勤王の士は楠公のみにとどまらず、帝室論を書き上げた自分の労苦は楠公の軍功といずれがすぐれている
 だろうか、と「忠臣」としての自負を語っている。⁽²¹⁾ 帝室論に託した、天皇の政治的重要性に対する認識の自負を
 示したものだといえよう。

なお、福沢はこの『帝室論』において、国会開設後は官立学校を廃し、私立学校を奨励すべきであり、「我輩
 の大に冀望する所は、帝室に於て盛に学校を起し」、學術を政治から独立させることであると述べている。官立
 学校の廃止と学校の私立化、そして文部省ではなく帝室による学業の奨励とが、福沢の期待するところであった。
 そして、この主張をさらに詳論したのが、明治十六年一月二十日から二月五日まで『時事新報』に社説として連
 載され、二月に刊行された『学問之独立』⁽²²⁾である。福沢はここで、世間では政治的対立が学校行政にまで波及し、
 教員の採用や待遇に政治的主義如何が問われていると指摘し、こうした風潮を「学問の為に敵を求るもの」だと
 して、あくまで学問は政治から独立すべきであると主張する。そのために採るべき政策こそ、「今の文部省又は
 工部省の学校を本省より分離して一旦帝室の御有と為し、更に之れを民間の有志有識者に附与して共同私有私立
 学校の体を成さしめ」ることであった。官立学校の廃止と全学校の帝室による保護、そして私立化である。さら
 に福沢は、「帝室は既に日本私立学校の保護者たり。尚この上に望む所は、天下の学者を選て之に特別の榮譽と
 年金とを与へて其好む所の学芸を脩めしむる事なり」と、帝室のさらなる學術の発展への寄与を期待した。⁽²³⁾

現実政治から分離した上で、私立学校の保護を中心とした学業・芸術の奨励にあたり、そのことで、国会が担

保し得ない国家の精神的統合機能を發揮させる。福沢の天皇・皇室論の基本的構造が、ここに提示されている。

この国会開設を前に、福沢が改めて自らの天皇論を開陳したのが、明治二十一年九月二十六日から十月六日まで『時事新報』社説として連載され、十月中に刊行された『尊王論』⁽²⁴⁾である。「我大日本国の帝室は尊厳神聖なり」の一文からはじまる本書は、それまでの功利主義的・機能論的天皇論に比して、天皇の神聖性をより強調する内容となっている。実際福沢は、帝室が日本国内、否世界中でもっとも古い家系であり、「日本国民にして誰れか此帝室の古きを尚んで其旧を懷はざる者あらんや」「帝室は我日本国に於て最古最旧、皇統連綿として久しきのみならず、列聖の遺徳も今尚ほ分明にして見る可きもの多し。天下万民の仰ぐ所にして、其神聖尊嚴は人情の世界に決して偶然に非ざるが如し」と、その歴史的伝統・系譜から、帝室の神聖性を強調している。⁽²⁵⁾しかし同時に、「世間の所謂尊王論者」のように帝室が帝室なるが故に尊厳神聖であるというのではなく、「経世上に尊王の要用を説き、以て他を満足せしめて、人情と道理の両様の点より、ますます尊王心を養成せんと欲する者なり」と功利主義的立場を崩しておらず、これまでの主張と同様、現実政治からは分離すべきことを説き、「政治は一時の政府の政治にして、帝室は万世日本国の帝室なり」として、その精神的統合機能を期待し、政治の不連続性を帝室の連続性によって補おうとする姿勢を保っている。福沢があえて歴史的伝統を持ち出して帝室の尊厳性を強調したのは、「封建の遺民は次第に死に去り、第二世、第三世に生れ来る者は文明流の男子にして、漸く人情に冷かにして漸く法理に熟し、一令下る毎に其文字を読み其字義を論じ、其発令を帝室に遡りて喋々するが如き」、世代交代による尊王心の低下を懸念したためであった。帝室に期待したのはあくまで学問や教育、徳義、技芸の振興であり、「帝室は日本の至尊のみならず文明開化の中央たらんことを祈」る、というのが、その立場であった。これが、国会開設による政治の変動を前に、社会の安定装置として帝室の役割を強調する趣旨から生まれたことは、容易に推察される。⁽²⁶⁾

翌年、福沢はあらためて持論を提示する機会を与えられる。明治二十二年十月二十五日に黒田清隆首相が辞任し、内大臣の三条実美が臨時に首相を兼ねることになったが、このとき、有栖川宮熾仁親王が組閣するとの噂が立ったためである。これを受けて『時事新報』は十一月十五日、「皇族と政治」と題する社説を掲げた。社説は「帝室は常に政治外に独立して其神聖尊嚴を保ち政界の冷熱に関せられる可らずとの一義は我輩年来の宿説にして屢々論述したる所なり」と述べていることから、福沢の筆になるものであることがうかがえる。この立場から福沢は、今後国会が開会して内閣更迭の機会も増えるとして、「帝室在政外の一義はますます其必要を見るに至る可し」と、持論の重要性が増すことを訴えた。皇族が政治に関与することは帝室と政治との接近にほかならないとして、これを懸念する福沢は、皇族は国の榮譽を代表して軍務に任じ、臨時の名誉職か貴族院に列して「尋常の政務に干与せざらん事こそ我輩が平生の宿願」であると主張している。もとより、有栖川宮の組閣には反対であった。

明治二十三年十一月二十九日、いよいよ帝国議会在開会されると、翌月十日から二十三日まで『時事新報』社説として「国会の前途」⁽²⁷⁾が発表された(明治二十五年六月に、「国会難局の由来」および「治安小言」「地租論」とあわせて福沢の著書として刊行)。ここで福沢は、歴史を顧みると政権は武家にあつて帝室はなきが如くにみえるが、決してそうではなく、「武家に將軍宣下なければ其威望以て民心を繋ぐに足らず」、あくまで武家は「上至尊の帝室を戴き、其身は遙に下流に位せざるを得」なかったと述べ、帝室は武家政治のための一種の緩衝材となつて「絶対君治の事を成さしめざりしものと云ふも可なり」と述べた。皇室の歴史的正当性を、『尊王論』とは別の角度から説明したものといえよう。こうした歴史認識の上に立つて福沢は、これからはじまる「君民同治の立憲政体」とは、君と民との間に絶対権力が存在せず、君主を深く尊崇敬愛はしても現実政治には関与しないことから、その政治的責任を問わない体制であると説明する。福沢はこのことを、「立憲政体の要は君主を尊崇敬愛して、

之に政治上の責を帰せざるに在りと云へり。此一事は特に日本国民に固有する徳義にして、千古以来我帝室の神聖犯す可らざるを知らざる者なきのみ」とまとめている。立憲政体が要求する君民同治体制を、『尊王論』で唱えた帝室の歴史的正当性をもって裏付けた格好であった。福沢が模範とする英国においても、その「臣民が其帝室を尊崇すること深きにも拘はらず、英政の実権は下院に在る」のであり、英国王室は勅選議員を命じて上院を動かして下院を制することができるが、その例は聞いたことがなく、宣戦講和の特権についても「国会の決議」が不可欠である、という。

右のような構造と展開をみせた福沢の天皇論は、同時代において、またその後において、いかなる反響をもたらしたのであろうか。次章以降で考察したい。

三 同時代における福沢天皇論の反響

福沢の、帝室を「政治社外」に置くという発想は、復古的勤王主義者から帝室を虚器に擁せんとするものなどの批判を受け、発表当初から多くの反発を招いた。『帝室論』や『尊王論』のなかでかかる批判への反論を記しているのは、そのためである。福沢は『尊王論』の末尾で、「天子は虚器を擁するに異ならず」という批判に対し、自分は徹頭徹尾「尊王の主義」に従う者であり、帝室の幸福と神聖性を重んじ、だからこそ政治からの分離を主張するのだと反論している⁽²⁸⁾。

では、福沢が右のような主張を積極的に展開するきっかけとなった立憲帝政党側は、いかなる反応をみせたのであろうか。先述の通り、福沢はすでに明治十五年三月三十一日付・四月一日付『時事新報』社説において、同党の党名を批判し、これによって自由党や立憲改進黨は反帝勢力となり、社会秩序が不安定化しかねないと懸念

を示し、福沢は帝室と政党との分離を呼びかけていた。

これに対して帝政党を率いる福地源一郎が主宰する『東京日日新聞』は、福沢に反論するように、福沢が懸念した通りの行動、すなわち自ら尊王主義を掲げて他党の非尊王的姿勢を攻撃するようになっていく。明治十五年五月十三日付社説「自由党ニ質ス」は、「我党」は国会開設の「聖勅」を遵奉し、欽定憲法主義と天皇主権主義を大前提としており、これこそが「真ノ尊王ノ実ヲ全クス」と述べ、一方の自由党総理の板垣退助も「尊王ノ志」の持ち主であり、「尊王ノ大義」が自由党员団結の中心にあるとしつつ、「尊王」の立場をとる以上は党内に共和思想などあるはずはなく、また国会開設の勅諭を遵奉して欽定憲法に賛同し、過激な行動に走らず国家の安寧を望むのが当然であろう、と自由党の姿勢を質した⁽²⁹⁾。また、翌月五日付の社説「世間果シテ詭激ノ論無キ耶」では、前月に明治会堂で開催された立憲改進黨の政談演説会での島田三郎の演説に触れ、島田が王室の尊崇保持を強調して「我国ニ共和政治ヲ適用スベキニ非ズ」と共和主義を批判した際に、「否々」という声が「聴ケ聴ケ」の声を圧倒したとして、改進黨も——「我帝政党ニ比スレバ社会ノ秩序ヲ重ムズルノ念薄トイエドモ」——王室を尊崇すべきであり、「否々」の声に驚愕してこれを否定すべきであったと追及した⁽³⁰⁾。結局、帝政党が党名を変えろことはなく、党勢はふるわないまま翌年九月には解党するに至るが、このように帝室と政党とを接近させた行動は、福沢が両者の分離論を引き続き提唱していくひとつの動因となったにちがいない。

福地は立憲帝政党の党議綱領を「内閣諸公」にみせたところ、「諸公ノ主義モ亦之ト同ジト答ヘラレタ」と述べているが、冒頭に記した通り、『帝室論』が発表されたとき、この「内閣諸公」率いる政府内でもっとも厳しい反応をみせたのが、井上毅（当時・太政官大書記官）であった。井上はすでに前年の明治十四年の段階で、口エスレルとともに明治憲法の骨格ともいふべき構想をまとめており、そこでは天皇大権、欽定憲法、制限選挙などを前提としていたため、右のような福沢の天皇論は、到底受け入れがたいものであった⁽³²⁾。明治十四年の政変の

際にも井上が福沢を強く警戒し、その排除を画策したことはあらためていうまでもないが、『帝室論』に対してはつきりと懸念を表明している。すでに述べた通り、『帝室論』は、明治十五年四月二十六日から五月十一日まで十二回にわたって『時事新報』社説として発表され、五月に単行本として丸善から刊行されたが、この連載中の四月の段階で井上は伊藤博文(参議)⁽³³⁾に対し、「福沢時事新報二出せる帝室論、大二世間之喝采を得候、官吏中ニ也大抵賛成之色ニ相見へ候、其趣意之在る所ハ、全ク英国之国王ハ臨御而不統治之説ニ有之候、即、議院内閣之組織ニ帰するものニ有之候処……実ニ痛嘆ニ堪へず存奉候⁽³⁴⁾」と書き送り、君臨すれども統治せずという英国型の国王を想定し、議院内閣制を企図したものととして、福沢の「帝室論」に警鐘を鳴らしたのである。翌月五日にも小松原英太郎(当時・外務少書記官兼太政官少書記官)と連名の伊藤宛書簡で、「三田の状況は先便御報道申し上げ候以来差したる異状無之、福沢は先づ今日之処にては特立之地位を持ち居候⁽³⁵⁾」と、警戒の姿勢を解いていない。

右の書簡に示されているように、井上が懸念したのは、福沢の「帝室論」が「世間之喝采」と「官吏中にも大抵賛成の色」を得ているという事実であった。前者を象徴する出来事として、明治十五年六月三日付『時事新報』雑報欄によると、京都の尾崎春海なる講談師が「時勢の人氣に適ふものを読んと今度(福沢先生立案帝室論)と筆太にかきたる看板を掲げしに名にあふ同地は旧帝都なるゆゑ勤王家の多ければ毎日大入となし思はぬ利潤を得たる⁽³⁶⁾」という。東京でも、六月十五日から日本橋瀬戸物町本牧亭で開催される講談で「福沢先生立案時事新報社説帝室論」の俗解が行われたようである。⁽³⁷⁾前年の三月から四月にかけては、新聞論説上で皇帝が神種か否か、帝位は神聖か否かをめぐる論争が展開され、これを前哨戦として、明治十五年一月から主権論争が広く展開されていた。遠山茂樹氏は、天皇の問題を主権在民か在君かという議論に収斂させる傾向に対して、福沢が『帝室論』で新しい視野を開いてみせたことが、世の喝采を博した所以だったのではないかと指摘している。⁽³⁸⁾

また、後者の面を考えるにあたって、おそらくもっとも重要な役割を果たしたのが、右大臣・岩倉具視である。福沢は明治三年の暮れに慶應義塾の三田移転について便宜を図ってもらうべく岩倉邸を訪れ、岩倉とはじめて面会して以来、両者は親しい間柄となり、明治十四年の政変で伊藤や井上馨と絶縁した後も、岩倉はたびたび福沢を呼び出しては、茶室のようなどころでひそかに面会し、その心情を吐露していたという⁽³⁹⁾。先述の酒井良明は、次のように語っている。

「時の大臣参議などいふ連中が「帝室論」を読んで「福沢は怪しからぬ奴だ、天子を隠居させて番頭が政治をするとは……」と怒鳴り出しました。山県さんなどが反対したのでせう。そこは流石に岩倉さんは偉ひもので、よく「帝室論」を理解してゐて、「日本人が皆福沢のやうなら安心なのだが……」と非常に喜ばれたので、岩倉さんの鶴の一声で今まで沸騰してゐた議論が鳴りを静めたといふことです。これは山県さんの子分たる松平正直氏から聞いた話です」⁽⁴⁰⁾

岩倉が福沢の帝室論のどこに共鳴したのか、具体的なことは定かでないが、井上が懸念する官吏の賛同を生み出したのは、一見もつとも保守的で福沢とは距離のありそうな、この公卿政治家だったようである。岩倉は三年前に福沢から「華族を武辺に導く之説」⁽⁴²⁾との建白書を受け取った際も、これに賛同して華族一同に回覧させており、すでに述べたような親しい関係からみても、単なる著者と読者という関係以上の、意志の疎通がはかられていたのかもしれない。実際、帝室論の連載直後の五月十七日から六月十七日にかけて『時事新報』は「藩閥寡人政府論」と題する論説を連載し、官民調和の重要性と民間からの人材採用を訴えたが、こうした「表」からの意見表明とあわせて、福沢は「裏」からの攻勢として、六月下旬に岩倉と面会して官民調和論と後藤象二郎の登用を訴え⁽⁴³⁾、さらに八月にも岩倉に書簡を送って、官民調和の重要性と在野の有力者の採用を提案している⁽⁴⁴⁾。同時期

の帝室論についても、「表」からの意見表明とともに、「裏」からの何らかの働きかけがあったと推測してもおかしくなろう。そして少なくとも福沢の意見に岩倉は賛同し、異論を静め、かかる事態に井上毅は焦ったのである。⁽⁴⁵⁾

もとより、それは、現実の政治過程から考えれば、杞憂であった。明治憲法は伊藤や井上を中心に編纂され、福沢がその過程に加わることはなかった。しかし、福沢の天皇論は、いわば近代日本における巨大な傍流として淀み続け、それだけに復古的な尊王・勤王主義者や日本主義者、右翼、時の政権にとって嫌悪の対象となり、やがて傍流から主流の地位へとのぼっていくことになる。

四 後時代における福沢天皇論の反響——昭和戦前期を中心に

福沢の天皇論が、その後特に問題となったのは、昭和戦前期であった。

昭和十年に貴族院議員の菊池武夫が岡田啓介内閣に対し、国体を破壊する著作に対する措置を求めたことをきっかけに、美濃部達吉が天皇機関説演説を行い、これに対して右翼・国家主義団体が排撃運動を展開、岡田内閣は美濃部の憲法解説書を四月九日に発禁処分とし、八月三日には第一次の国体明徴声明を発した。その概要は、冒頭に記した通りである。発禁処分の翌日、文部省は全国の高等教育機関に国体明徴の訓令を出し、憲法担当教授の著書などを調査、その統制に乗り出した。⁽⁴⁶⁾

最近、米国議会図書館で、文部省思想局が十九名の学者を対象としてその憲法学説を調査し、これに対する報復措置を記した「各大学における憲法学説調査に関する文書」が発見され、慶應義塾大学では浅井清法学部教授⁽⁴⁷⁾が「早急の処置が必要な者」という最も「危険」なカテゴリーに分類され、著書や講義内容の絶版、改訂を要求

された上、受諾しない場合は著書の発行禁止が求められ、また、憲法講義を担当させないことが検討されていたことが明らかとなった。⁽⁴⁸⁾

同文書は、表紙に「秘印」が押され、浅井について著書や憲法講義の内容について文部省思想局による調査が行われた詳しい経緯が記されている。大学当局は九月二十八日付で浅井の憲法講義を受講した学生のノートを提出し、思想局はこれや著書に基づいて調査を行った上で、「天皇を機関とする」その内容を問題視し、浅井自身は著書の改訂を申し出たようだが、結局、浅井の『日本憲法講話』（春秋社、昭和八年）、『法学的国家論』（巖松堂書店、昭和五年）、『憲法学概論』（高原書店、昭和三年）は絶版となり、憲法に関する講義をやめるよう求められたようである。⁽⁵⁰⁾

浅井はこの『日本憲法講話』において、「天皇は国家の直接機関であって法学上元首と名づくるものである」と明記した上で、「君主は立法に対しても裁可権を有し、司法も君主の名に依りて行はるけれ共、立法は議会の同意と相俟って始めて有効に成立し、其何れの一をも欠くことは出来ぬ……裁判の結果が君主を通じて帰属するに由るのであるから、君主を以て最高の立法又は司法機関と言ひ得ない」と、立法・司法における議会と裁判所の地位を強調し、天皇の地位を相対化していた。⁽⁵¹⁾ 国民の代表者たる帝国議会の立法参与と会計監督の二権は、立憲制度の原則とされるべきものであり、「憲法第六章（第六十二条乃至七十二条）は会計に関する規定を設けてゐる。而して此等の規定は、国家の会計に対する帝国議会の監督権を認めたものに外ならないのであって、国民の代表者としての帝国議会が、国家の会計に対して参与し得るは、立法に参与することと相俟って、最も重要な立憲制度の原則である」と述べている。⁽⁵²⁾ 『法学的国家論』も君主を国家機関とした前提の上で議論を進めており、国民も議会も裁判所もこれを国家機関とした上で、「君主と同列関係に立って居る」ことを強調している。⁽⁵³⁾ 『憲法学概論』においても、「現今に於ては国家の独立なる法人格が認められ、君主も国民も、共に国家の機関な

りとされて居る」「国家機関は、天皇、帝国議会、国务大臣、枢密顧問、裁判所など種々ある」として、君主が議会に対して優越的地位から立法作用をなすことができるという解釈を「謬見なり」と断じ、君主は議会を通じた法律案を却下できないと解釈した。⁽⁵⁴⁾

これらの言説が、思想局の警戒するところとなったことはいうまでもない。立法・会計や司法の事実上の決定権を議会や裁判所に求める姿勢は、先述の福沢の天皇論に通じるものがあり、君主・国民すべては憲法のもとにあるとし、帝国議会の法案・予算議決権をもっとも重視し、かつ天皇はこれに拘束されるという見解もまた、福沢や『時事新報』が一貫して主張し続けたことであつた。⁽⁵⁵⁾ 天皇を国家機関とする言説は福沢において明示されているわけではないが、浅井自身、しばしば福沢の言説を引用して持論を展開しており、⁽⁵⁶⁾ かかる福沢と近似した慶應義塾大学教授の天皇論・憲法論が「絶版」として排斥されたことは、福沢の天皇論が、もはや存在の余地をなくしつつあつたことを示唆しているよう。

こうした福沢への「圧迫」は、現実のものとして慶應義塾に迫ってくる。富田正文氏によると、昭和十二年に富田正文・宮崎友愛共編で刊行した『福沢文選』の中に『帝室論』を収め、これを慶應義塾大学予科の学生の参考書にしようとしたところ、⁽⁵⁷⁾ 「文部省から『帝室論』は適當でないとの注意」があり、翌年の「再版」で『帝室論』を削除させられたという。⁽⁵⁸⁾ 同年七月には学生の思想問題を所管していた文部省思想局が教学局に改変され、皇道の大道による教学の本旨を明らかにすべく、思想・学問統制に積極的に乗り出した。慶應義塾大学文学部では、こうした文部省の方針に対処するため、昭和十三年に「明治文化史」と題し、福沢や慶應義塾史を中心にした講義科目を設置、他学部生にも聴講を許し、富田氏が講師となつたが、⁽⁵⁸⁾ 右のような事情を鑑みると、福沢の天皇論を取り上げるのは困難であつたと推察される。昭和十六年に改造文庫として刊行された『福翁百話・百余話』でも、君主の地位の相対化を強調している「政論」（現在の文明国で君主を戴いているのは、国民の痴愚を平均

して「其標準尚ほ高からざるが故なり」と述べ、文明世界は有形崇拜の時代であり、治安の維持のためには何でも保存してその求心力を利用すべきであり、君主もその方便のひとつだと論じたもの⁽⁵⁹⁾が削除されている⁽⁶⁰⁾。同書では「政論」のほか、「天道人に可なり」「士流学者亦淫惑を免かれず」「政府は国民の公心を代表するものなり」「人事に絶対の美なし」の四編が削除されているが、その「校訂後記」で富田正文氏は、「時勢の変遷により、今日に於ては、やゝ適切ならずと思はれる数編を削り、『福翁百話・百余話』と名づけた。削除に就ての責は総て校訂者の負ふところである」(傍点筆者)と説明している⁽⁶¹⁾。

出版規制という観点からみると、昭和九年に出版法が改正されているが、それは皇室の尊厳を冒瀆する文書・図画を出版する行為を処罰する規定の設定を第一の主眼としていた⁽⁶²⁾。『帝室論』や「政論」の削除は、内務省による正式な発禁処分ではないものの、こうした出版規制強化もある程度背景にしていたとみるべきであろう。同じ明治十二年に皇室関連で発禁とされた著書としては、大倉要・小倉周次著『社会常識宝典』(春秋書院)が「皇室尊厳冒瀆」部分があるとして該当頁が削除された上で出版、小松孝彰著『近代戦とプロパガンダ』(春秋社)、坂井邦夫著『偉人暗殺史』(玄林社)、小野清秀著『会通社』などが皇室の尊厳を冒瀆したとして該当頁が削除されて出版されており、中村十郎著『皇道自治国策概要』(皇道自治会)、竹林芙蓉著『大日本帝国の進路』といった著作も「不敬記事」があるとして一部削除されている⁽⁶³⁾。『帝室論』や「政論」もこれらに類するもの、すなわち「皇室尊厳冒瀆」あるいは「不敬」にあたりかねないと判断されたのであろう。

実は、この昭和九年の一月十日は、福沢諭吉の生誕百年にあたっていた。ラジオ(JOAK)ではこの日、福沢生誕百年を記念した特集番組を組み、夜六時からの「子供の時間」で経済学博士・太田正孝が「福沢諭吉先生」と題して語っているが、そこでは「明治維新が明治大帝の御遺徳によって成し遂げられたことは申す迄もありません、これをお扶け申しあげた元勳として三条、岩倉、木戸、大久保、西郷などといふ人の名が数へられま

すが、私は民間における福沢先生の働きを思ひだしてもらひたいのです」と維新の大業を成し遂げた「明治大帝の扶助者」としての福沢像を語り、福沢が「国を愛した熱情家」であったことを力説した。七時半からは小泉信三・慶應義塾長が「先覚者教育者としての福沢先生」と題して講演し、八時からは水木京太作のラジオ・ドラマ「日本の夜明け」が放映されたが、いずれも、福沢がいかにして教育と国家の富強・独立のために努めたかが強調されている。⁽⁶⁵⁾

この年から終戦までの間に刊行された福沢に関する伝記類をみても、力点は福沢の国内政治思想的側面とは別の面（とりわけ教育論や国権論）にあてられたものが多く、福沢の天皇論に触れる場合も慎重な配慮が施されていた。たとえば宮原清『先覚者福沢諭吉』（日本放送出版協会関西支社、昭和十年）はコンパクトな福沢の小伝で、その天皇論については言及しておらず、羽仁五郎『白石・諭吉』（岩波書店、昭和十二年）は新井白石と福沢諭吉の学問における教育的価値・原則・方法・内容を論じたもので、やはり天皇論については論じていない。伏見猛弥・阿部仁三の『福沢諭吉』（北海道出版社、昭和十二年）は『帝室論』『尊王論』に比較的詳しく言及しているが、「帝室を政治社外に在るべしとの論のみを聞けばたゞ虚器を擁せられるのみであるとの疑も起るであらうが、形態の師である精神をかく制するものであるからして、決してこれを虚位といふことは出来ぬ。却つて政治の根本をなし、それが準繩たるを知らなければならぬ」（傍点筆者）と弁護することを忘れていない。⁽⁶⁶⁾ 川辺真蔵『報道の先駆者福沢諭吉』（三省堂、昭和十七年）は、太平洋戦争開戦後の戦況を踏まえた上で、福沢が『時事新報』紙上で展開した軍備拡張論や東洋政略論、国権皇張論に着目して、これをまとめたもので、天皇論については論じなかった。富田正文『福沢諭吉襍攷』（三田文学出版部、昭和十七年）は、富田氏が福沢の生涯や思想、門下生、資料、文献などについて各書・紙誌に発表した論考をまとめたものだが、天皇論については扱っていない。小林澄兄『福沢諭吉』（文教書院、昭和十八年）は教育思想を中心とした福沢の伝記で、天皇論についても若干言及し

ているが、その内容は「先生は『帝室論』(一卷)(明治十五年)や『尊王論』(一卷)(明治二十一年)に於て、皇室を、實際政治以上の高所に仰ぎ、国民としてどこまでもその廣大無辺の聖徳に浴し奉るべきだと主張した」(傍点筆者)と、筆致はきわめて慎重である。⁽⁶⁷⁾ 高橋誠一郎『福沢諭吉』(実業之日本社、昭和十九年)は「日本の経済学者 人と学説」シリーズとして刊行されたもので、経済思想を中心として福沢の生涯をたどっており、天皇論への言及はみられない。この時期に福沢を論じる場合、強調すべきは教育論や国権論であり、その天皇論は避けて通るか、あるいは、慎重な配慮と弁護をもって触れるかのいずれかを取らざるを得なかったことがみてとれよう。瀬畑源氏は、小泉信三が昭和八年に慶應義塾長に就任してから敗戦まで一切『帝室論』に触れる文章を書くことがなかったことを挙げ、「つまり、『帝室論』は政治状況から見て受け入れられないどころか、かえって反発を受けるという小泉自身の政治的判断がここにあったと考えて良いだろう」と指摘している。⁽⁶⁸⁾ 右のような言論空間からみて、筆者もこれに同意するものである。

実際、先述の帝室論執筆の際に福沢が書いた漢詩二首は石河幹明が福沢から直接もらって秘蔵しておいたもので、昭和の初め頃富田正文氏はこれを石河からみせてもらったというが、楠公と自分とのどちらが忠義かといった文句は右翼などを刺激すると考えられたようで、このとき石河は「これは君にみせるだけで、とても印刷して公表することはできないね。こんな詩を作っているということを知っただけで、いまの軍人や右翼は福沢先生を何というかわからないからね」といった⁽⁶⁹⁾。「尊王」としての姿勢を示すことにも慎重さが求められる時代であったことはまちがいないが、もともと楠公権助論などで右翼勢力から福沢が白眼視されていることを意識した上での判断であろう。

なお、日米開戦の昭和十六年までに、社会教育に有益であり、また、日本文化の創造進展に寄与するなどとして文部省推薦、同省教学局推薦・紹介、同省思想局選定を受けた書籍には、徳富蘇峰や和辻哲郎、安岡正篤、寛

克彦、河野省三、高楠順次郎、平泉澄などの著作はあっても、福沢の著作、あるいは福沢に関する著作は一冊も含まれていない。⁽⁷⁰⁾

五 むすびに代えて——福沢天皇論の「復活」

こうした戦前の福沢に対する評価は、戦後になって一変する。それは、それまで福沢を警戒してきた「官」そのものが交代したことに由来する。

当時、その様子を目の当たりにした丸山眞男氏は、「今次の惨憺たる敗戦によって、……ひとびとが近代的自由を初歩から改めて学び取ることの必要を痛切に意識するに及んで、福沢諭吉はさきごろまでの汚名であった自由主義者乃至個人主義的功利主義者という資格に於て、いままた舞台に呼び戻されようとするかの如くである」と描写し、こうした現象を「日本の社会的病理現象に対する彼の具体的な批判の適確さと華麗さに目を奪はれて」いると否定的に捉えて、「その批判の底に流れる思惟方法」に関心を傾けていった。⁽⁷¹⁾ ともあれ、戦後の言論空間では、「民主々義の先覚者として、日本の敗戦後、俄かに福沢諭吉先生のことがかような方面から回顧されたのである」。⁽⁷²⁾ 著書の絶版処分を受けた浅井清も戦後、憲法学の権威として憲法改正・新憲法について積極的に発言し、議会の立法権を強調しつつ、英国にならった憲法運用の重要性を説いた。⁽⁷³⁾

筆者はかつて、占領下で展開された福沢論について網羅的に分析し、当時の言論空間では、自由主義者、民主主義者、女性擁護論者、教育者、自由主義経済論者としての福沢論が横溢していたことを、論じたことがある。かかる考察を経て筆者が到達したのは、「占領下で登場した福沢論のなかに、福沢に対する否定的・批判的言説を見出すことは難しい。新たに訪れた民主主義や自由主義の波の中で福沢は浮き上がり、女性の権利、個人の自

立、教育の再建、酪農の振興、さまざまな期待を託されて、その存在感を増していった」という結論に他ならなかった。⁽⁷⁴⁾

こうした福沢の「復権」は、かつて「官」から警戒された『帝室論』を、当の帝室自身に取り上げやすい思想・言論空間を醸成したものと推測される。実際、当時の皇室は福沢と慶應義塾に「接近」していた。

昭和二十二年五月、慶應義塾は創立九十年記念式典を開催したが、そこには昭和天皇も出席した。『読売新聞』によると、そこで天皇は予定外の「お言葉」を賜ったという。

「天皇陛下も壇上にお臨みになり『慶應義塾が九十年にわたってわが文運に寄与したことを満足に思う、戦災などで学業と経営上に困難があるだろうが福沢諭吉創業の精神を心として日本再建に一層努力するよう』と予定にもなかったお言葉を賜り主催者万余の塾生達を感激させた」⁽⁷⁵⁾

本当に予定になかったのかどうかはともかく、天皇が私立大学を訪問するのはこれがはじめてであり、さらにその天皇が、かつて「官」が忌み嫌っていた福沢の名を挙げて戦後復興を託すというのは、時代の変化を象徴する出来事であった。昭和二十四年六月には、昭和天皇が大分県を視察した際、福沢の旧宅にも立ち寄っている。⁽⁷⁷⁾ しかも、この記念式典で記念講演を行ったのは慶應義塾大学名誉教授で文部大臣の高橋誠一郎であり、そのタイトルは「福沢諭吉の帝室論」であった。高橋はここで、次のようなエピソードを語っている。

「私が、本年の一月、はからずも文部大臣に就任いたすことになりました際に、総理大臣から、天皇陛下は、民主政治下における天皇制のあり方について、非常に御軫念に相なっておられる。これについて、陛下に、文部大臣の考えを

申し上げたらどうかという勧めを受けたのです。その時、私はただちに、私の意見を述べますよりも、明治十五年の頃に、福沢先生の書かれた『帝室論』と題する論文がある、これを陛下に読んでいただきたいのである、こう答えました。そして慶應義塾の図書館の書架をさがしまして、この書の初版一篇を見つけ、これを古風な言葉で申せば、乙夜の覧に供したのです。ここに持参いたしたところのものが（古書一冊を取り出す）、それであります。……陛下はこの古色蒼然たる文献をお読みになって、お感じになったままを率直にお話になりました。そうして、大金侍従長よりお返しをいただきましたものが、この一冊です。なお、吉田総理からのお話もありましたので民主政治下の天皇制についての私の考えを、その内、言上いたしたいと申し上げますと、陛下は『いまでもいいよ、聴こう』と仰せがありました。私も乗り気になって直ぐにでも御進講いたしたかったのですが、あいにく、他に予定された用事がございましたので、後日重ねて拝謁を願ひ出ることにして退出したのです。それから四、五日して、再び参内し、御進講申し上げました。一時間余にわたる私の下手の長談義を陛下は始終『ウン、ウン』とおっしゃりながら、我慢強くお聴き下さいました。……陛下は私に向かわれまして、この書の中に説かれておるところはすこぶるもつともである、わが意を得たと考えられるのであるが、どうも文章が難解で、読むのが少しづらかったということをおっしゃったのです」

他ならぬ昭和天皇自身の目の前で話している以上、事実であろう。民主主義体制下の天皇のあり方について、吉田茂首相を通して昭和天皇から下問を受けた高橋は、『帝室論』をその模範として示し、天皇はこれを読んで共感したわけである。高橋は右のような経緯の説明のあと、『帝室論』を解説しながら、日本の皇室のあるべき姿について語っている⁽⁷⁸⁾。わずか八年前に文部省が『帝室論』を排除したことを考えると、この文部大臣と天皇の『帝室論』理解もまた、時代の変化を象徴していた。

さらに皇室と福沢とを接近させたのは、昭和二十四年から四十一年まで東宮職御教育常時参与を務めた元慶應義塾長・小泉信三である。小泉は戦後、『帝室論』について、皇室は政治社外にあってこそ尊厳が維持されると

して、政治による尊厳の乱用を警戒し、日本の民心融和、徳義維持の中心としての皇室に期待を寄せ、そうした立場から福沢の洞察は新憲法制定後の今日において意義が大きいと考えていた。⁽⁷⁹⁾ 小泉自身、「帝室論は帝国憲法もまだできなかった、明治十五年のものですが、天皇の職分については、大体現行憲法と同じ精神のことを説いています⁽⁸⁰⁾」と評し、「読む本で一番長く続いているのは、英人サア・ハロルド・ニコルソンの『ジョージ五世伝』だが、福沢諭吉の「帝室論」を読むために、殿下も私も、それぞれ福沢全集の一冊をこの（東宮仮御所の「ピアノの間」―引用者）一隅に持ち込んだこともある……御一緒に読んだ本のことをいえば、福沢の「帝室論」と露伴の「運命」とは、殿下と私とで交る交る音読した」と述懐しているように、皇太子教育の一環として『帝室論』を音読したのである。⁽⁸¹⁾ そして、小泉は皇太子に強い影響を与えた。⁽⁸²⁾

かくして、福沢の主張は七十年の時を超えて、帝室の心に届いた。それは「官」に左右され、時代に翻弄された末にたどり着いた福沢天皇論のひとつの結末であった。

(1) 瀬畑源「小泉信三の象徴天皇論―『帝室論』と『ジョージ五世伝』を中心として」(『一橋社会科学』第二号、平成一九年)、四八―四九頁。

(2) 吉岡拓「福沢諭吉と天皇制―明治一五年、『帝室論』執筆への軌跡」(『近代日本研究』第二〇号、平成一六年)、二〇六頁、参照。福沢の天皇論について正面から論じた論文としては他に、山田昭次「天皇制イデオロギーと福沢諭吉」(『史苑』第一八巻一号、昭和三二年六月)、岩瀬昌登「福沢諭吉の帝室論」(『大坂学芸大学紀要 A 人文科学』第九号、昭和三六年)、太田雅夫「福沢諭吉の天皇観―明治前期の天皇制思想」(『社会科学(同志社大学)』第一巻一号、昭和四〇年三月)、碓井岑夫「福沢諭吉の教育論と天皇観」(『人文学報(東京都立大学)』第八二号、昭和四六年三月)、丹羽邦男「天皇制国家の特質―福沢諭吉の「理性」と「人情」をめぐる」(『神奈川大学評論』第三号、昭和六三年二月)、遠山茂樹「福沢諭吉と天皇制―丹羽邦男「天皇制国家の特質」を読んで」(『神奈川大学評論』第四号、昭和六三年七月)、武田清子「福沢諭吉と天皇制」(『福沢手帖』第七一号、平成三年十二月)、などがあり、また、

- 荒川久寿男「福沢諭吉と森鷗外―その帝室論について」(『皇学館大学紀要』第五号、昭和四十二年一月)、倉本香・長谷川精一「近代知識人における天皇観―福沢諭吉と田辺元の場合」(『大阪教育大学紀要 第I部門』第五三卷第一号、平成一六年九月)、李玉燕「近代日本人の天皇観―福沢諭吉と植木枝盛」(『岩手大学大学院人文社会科学研究紀要』第一七号、平成二〇年七月)といった、他の思想家との比較研究も存在する。なお、福沢の天皇論はウォルター・バジョットから様々な影響を受けていることがすでに明らかにされており、この点については、伊藤正雄「バジョットの『英国の国家構造』と福沢諭吉の皇室論」(『日本歴史』第二九七号、昭和四八年二月)、および安西敏三『福沢諭吉と自由主義―個人・自治・国体』(慶應義塾大学出版会、平成一九年)第五章「バジョット問題―政治社外としての帝室」、に詳しい。
- (3) 坂本多加雄「解説」(坂本多加雄編『福沢諭吉著作集』第九卷、慶應義塾大学出版会、平成一四年)、三〇九―三一〇頁。
- (4) 寺崎修「福沢諭吉の近代化構想―天皇・議会・内閣・地方制度を中心に」(『近代日本研究』第二六号、平成二二年三月)、一九九頁、前掲「天皇制イデオロギーと福沢諭吉」、二三頁、前掲「福沢諭吉の天皇観」、一七二頁。
- (5) 慶應義塾編『福沢諭吉全集』第四卷(岩波書店、昭和四五年)、四三―五〇頁、前掲、吉岡「福沢諭吉と天皇制」、二二二頁。なお、幕末期の福沢の天皇観については同論文および前掲「天皇制イデオロギーと福沢諭吉」など、参照。
- (6) 前掲『福沢諭吉全集』第四卷、一八三―一八八頁。
- (7) 前掲、吉岡「福沢諭吉と天皇制」、二二四―二二五頁。
- (8) 前掲『福沢諭吉全集』第四卷、富田正文「後記」、六七七頁。
- (9) 詳しくは拙著『大教院の研究―明治初期宗教行政の展開と挫折』(慶應義塾大学出版会、平成一六年)、参照。
- (10) 丸山眞男『文明論之概略を読む』下(岩波文庫、昭和六一年)、二二三―二二四頁。福沢は当時記していた「覚書」においても、「仁徳天皇に何の功あるや」「近代の天子將軍に至ては、其人物の取るに足らざるは事実に於て見る可く」などと記し、自らの「情」の面においても、天皇に対してかなり冷淡な態度を取っていたことがうかがえる(慶應義塾編『福沢諭吉全集』第七卷、岩波書店、昭和四五年、六五九―六六〇頁)。
- (11) 石河幹明『福沢諭吉伝』第四卷(岩波書店、昭和七年)、六九五頁。

- (12) 慶應義塾編『福沢諭吉全集』第五卷(岩波書店、昭和四五年)、一三一―六一頁。
- (13) 前掲『福沢諭吉全集』第五卷、一二八頁。すでに岩瀬登氏が指摘しているように、福沢の生涯は英国のヴィクトリア女王の治世とほぼ一致している(福沢出生の二年後に女王は即位し、その没する前月に女王は死去した)ため、女王を戴いて絶大な影響力を誇った大英帝国に「魅せられた」という点も見過ごせまい(前掲「福沢諭吉の帝室論」、一二四頁)。
- (14) 前掲『福沢諭吉全集』第五卷、二三五―二五五頁。
- (15) なお、山田昭次氏は『時事大勢論』について、「帝政党出現前」にかかる政党が出現して尊王の名義を他党と争うことを「予想」したと指摘している(前掲「天皇制イデオロギーと福沢諭吉」、四〇頁)が、同書が『時事新報』に連載されはじめたのは立憲帝政党結党後の四月に入ってからのものであり、現実にはあらわれた帝政党への懸念とみるのが妥当であろう。
- (16) たとえば自由党総理の板垣退助は東海巡遊中の明治一五年四月、静岡で「自由党の尊王論」と題して演説し、「世に尊王家多しと雖も吾党自由党の如き尊王家はあらざるべし」と、「尊王」「忠臣」色を前面に押し出し、尊王主義と立憲政体主義の双方を採ることを強調した。五箇条の誓文や国会開設の勅諭などを引きながら、「吾党が自由を唱へ、權利を主張する者は、悉くに仁慈皇帝陛下の詔勅を信じ奉るがゆえだと板垣は説明し、「妄りに尊王主義を唱へ、却りて聖旨に違ひ、立憲政体の準備計画を妨遏し、皇家を率ひて危難の深淵に望まんと欲する者と同一視すべからざるなり」と、明らかに立憲帝政党を意識して、これを牽制している(『憲政史編纂会収集文書』国立国会図書館憲政資料室蔵、R九〇、板垣退助監修『自由党史』中、岩波文庫、昭和三三年、一一五―一一九頁)。
- (17) この社説は前掲『福沢諭吉全集』第七卷に収録されているが、富田正文氏によると、それは、この社説の原稿が発見されたためであるという(前掲『福沢諭吉全集』第七卷、富田正文「後記」、六七六頁)。
- (18) 前掲『福沢諭吉全集』第五卷、富田正文「後記」、六五四頁。福沢はこの頃、「実は毎日毎日新聞紙に被雇出」(明治一六年四月二〇日付渋谷江保宛書簡、慶應義塾編『福沢諭吉書簡集』第三卷、岩波書店、平成一三年、二〇一二―二〇二頁)という多忙な生活を送っており、「新聞紙は老人にても広く世間に読者の増候いたし度」と、読者の拡大に強い意欲を示していた(同年四月二六日付大塚莊平宛書簡、同前、二〇二―二〇三頁)。その意味でも、『帝室論』

はできるだけ多くの読者に読んでもらいたいという熱意を込めて書かれたものといえよう。

(19) 前掲『福沢諭吉全集』第五卷、二五七―二九二頁。

(20) 前掲『文明論之概略を読む』下、二二四頁。

(21) 慶應義塾編『福沢諭吉全集』第二〇卷（岩波書店、昭和四六年）、四四二―四四三頁、富田正文『福沢諭吉の漢詩三五講』（福沢諭吉協会、平成六年）、一四一―一四三頁。

(22) 前掲『福沢諭吉全集』第五卷、三六五―三九〇頁。

(23) 政治と学問の分離は「政事と教育と分離す可し」（『時事新報』明治一六年二月七日・八日付社説）でも強調されており、また、官立学校の帝室管轄案については、帝室の都合もあるであろうから、すぐには実現できないとして、まずは文部省から分離・独立させて私立化し、政府からの扶助金を得るか、資本金を蓄えて利子をもって経営すべきであるとも提案している（「文部省直轄の学校をして独立せしめんことを祈る」『時事新報』明治一六年二月一二日・一三日付社説）。これらの社説の執筆者は、内容から同一人物であることがわかるが、「政事と教育と分離す可し」は福沢の自筆原稿が残っている（「福沢関係文書」慶應義塾福沢研究センター、草稿（F五―R一五））ため、執筆者は福沢であることが判明する。

(24) 慶應義塾編『福沢諭吉全集』第五卷（岩波書店、昭和四五年）、一一二九頁。

(25) 歴史的伝統に存在の正当性根拠を求め、かつ、その歴史的名望や財産を活用した社会的貢献を求める姿勢は、福沢の華族論においても同様にみられる。詳しくは、拙稿「福沢諭吉の華族批判―その思想的展開と華族門下生の反応をめぐって」（『法学研究』第八二卷一〇号、平成二一年一〇月）、参照。

(26) こうした役割を果たしていくためには、皇室と人民とが文化的空間において、融和的な関係を築いていく必要があった。そのために福沢は、皇室と人民とが直接接する文化的機会を重視していたようである。明治一九年二月一七日付『時事新報』社説「皇族と人民との関係」は、「帝室は一国の緩和力なり」として、帝室が人民を道徳的に感化し、これを統合していく必要性を語り、この前月に宮中で開催された観菊の宴に天皇・皇后が賓客を招いて挨拶し、交流したことを非常に高く評価していた。

(27) 慶應義塾編『福沢諭吉全集』第六卷（岩波書店、昭和四五年）、三一―七〇頁。

- (28) 前掲『福沢諭吉全集』第五卷、富田正文「後記」、六五四頁。
- (29) こうした批判に対する自由党側の応答については、註(16)、参照。
- (30) 当時の島田三郎の天皇論については、遠山茂樹編『日本近代思想体系二 天皇と華族』（岩波書店、昭和六三年）、一八六―一九三、五〇四―五〇五頁など、参照。
- (31) 『東京日日新聞』明治一五年五月一日付社説。
- (32) 稲田正次『明治憲法成立史』上巻（有斐閣、昭和三五年）、四八四―四九一頁。
- (33) 伊藤は明治一五年三月一四日に横浜を出航して憲法調査の旅に出、五月七日にローマに到着、一六日にはベルリンに着いてビスマルクと面会し、二〇日にグナイストと会って、モッセから講義を受けることになった。四月は、その旅の途上にあたる。周知の通り、その伊藤に対して井上毅は前年七月、福沢の交詢社を「今日全国の多数を牢絡し、政党を約束する最大の器械」だとして警鐘を鳴らし、プロシア流の憲法のすみやかな採用と、英国流の憲法論の不当性を熱弁する書簡を送っていた（春畝公追頌会『伊藤博文伝』中、統正社、昭和一五年、二四九―二七〇頁）。
- (34) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料編第四（國學院大學図書館、昭和四六年）、六二頁。
- (35) 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』第一卷（塙書房、昭和四八年）、三二八頁。
- (36) 『時事新報』明治一五年六月三日付雑報欄。
- (37) 『時事新報』明治一五年六月一五日付広告欄。
- (38) 前掲『日本近代思想体系二 天皇と華族』、「解説Ⅲ」、五〇八―五〇九頁。
- (39) 石河幹明『福沢諭吉伝』第二卷（岩波書店、昭和七年）、四八六―五〇〇頁。
- (40) 前掲『福沢諭吉伝』第四卷、六九五―六九六頁。
- (41) 佐々木克氏によると、「明治天皇のあるべき姿について、あるいは憲法上に天皇をどのように位置付けるのかという点について、岩倉が明確に語ったものは残されていない」という。ただ同氏は、岩倉が構想していた立憲君主天皇は、天皇親政に近い、その精神を尊重するようなものだったのではないかと推測している（佐々木克『岩倉具視』吉川弘文館、平成一八年、一九七頁）。この推測が事実とすれば、『帝室論』への賛同は理解しがたい態度だが、あるいは、天皇自身が政治的闘争に巻き込まれず、また政治的責任を問われないという意味で、『帝室論』に賛同し

たのかもしれない。

- (42) 前掲「福沢諭吉の華族批判」、一一―一二頁。
- (43) 前掲『福沢諭吉伝』第二卷、四八六―四九八頁。
- (44) 前掲『福沢諭吉書簡集』第三卷、二二四―二二六頁。
- (45) 福沢の『尊王論』は、著作として刊行後に天皇、皇族、および各大臣に献上・贈呈されたようである（『読売新聞』明治二十一年一月二五日付、『東京朝日新聞』明治二十一年一月二八日付）。実際、藍色のクロースを用いた厚表紙製で、中央に金箔で「尊王論」と書き込まれた上製本が作成されている。富田正文氏は「或は献上でもするために特別に製本したものであるかもしれない」としているが、右の新聞記事が示す通り、それは事実であろう（前掲『福沢諭吉全集』第六卷、富田正文「後記」、五九四頁）。いずれにせよ、こうした試みも、井上毅（当時・内閣法制局長官）等にとっては不愉快なものであったにちがいない。
- (46) 増田知子「天皇機関説排撃事件と国体明徴運動」（『名古屋大学法政論集』第一七三号、平成一〇年三月）、一七一―一七八頁。国体明徴運動が教育政策に与えた影響、および各大学側の対応などについては、小野雅章「国体明徴運動と教育政策」（『教育学雑誌』第三三三号、平成一一年三月）など、参照。
- (47) 浅井は大正八年に慶應義塾大学部法律科卒、欧州留学を経て昭和四年に慶應義塾大学法学部教授に就任し、昭和二十一年には貴族院勅選議員となり、義塾退職後は人事院初代総裁となった。学問的には、はじめ美濃部達吉に師事しており、これがその研究に強い影響を与えることになる。ドイツ留学中にハンス・ケルゼンに就いて純粋法学的手法を身につけ、我が国公法学に純粋法学をとり入れたほか、本文のように機関説弾圧の雰囲気が強まると、憲政史研究に研究の力点を移していった。純粋法学と英国憲法史の研究に取り組んだことで民主主義的思考を獲得し、これが戦後の活躍につながることになる（慶應義塾編『慶應義塾百年史』別巻・大学編、慶應義塾、昭和三七年、四六八―五五五頁、和田栄一「少壮浅井教授の憶い出」『法学研究』第五二卷一―二号、昭和五四年一〇月、二二八頁）。
- (48) 『中国新聞』平成一八年二月一七日付朝刊、「共同通信配信記事」平成一八年二月一六日付。
- (49) 文部省思想局「各大学ニ於ケル憲法学説調査ニ関スル文書」（米国議会図書館法律図書館所蔵、請求記号：LAW JPN C I591 I935 GLOBAL）。同資料の入手にあたり、米国議会図書館アジア部門の伊東英一司書に格別の便宜を図

っていた。記して感謝申し上げる次第である。なお、同資料によると、昭和一〇年度の時点で、浅井は法学部と高等部で憲法学を担当していた。このほか、山崎又次郎も法学部と経済学部で憲法学を担当していたが、文部省は特に問題としなかったようである。大正一四年に法学部助手となった前原光雄氏は、「山崎さんの方は皇室中心主義の憲法」だったが、昭和の軍国主義的傾向が強くなるにつれて、浅井のケルゼン学説には軍の干渉があると聞いたという（前原光雄「浅井さんの思い出」『法学研究』第五二巻一、昭和五四年一月、一一七頁）。

- (50) 前掲「各大学ニ於ケル憲法学説調査ニ関スル文書」、木村弘之亮「浅井清先生」（慶應義塾大学法学部編『語り継ぐ三田法学の伝統—慶應義塾大学法学部法律学科史』慶應義塾大学出版会、平成一八年、所収）、二五—二六頁、古野豊秋「浅井清と純粹法学」（長尾龍一編『新ケルゼン研究』木鐸社、昭和五六年、所収）、三一—四頁。浅井は当初『憲法学概論』を、その後、『法学的国家論』をテキストとして使用していたという（佐藤立夫「浅井清—人と業績」『民主主義研究会紀要』第九号、昭和五五年一〇月、一〇頁）。

- (51) 浅井清『日本憲法講話』（春秋社、昭和八年）、一二三—一二四頁。

- (52) 前掲『日本憲法講話』、二二—四頁。

- (53) 浅井清『法学的国家論』（巖松堂書店、昭和五年）、一一—頁。

- (54) 浅井清『憲法学概論』（高原書店、昭和三年）、五五—一七八頁。

- (55) 拙稿「福沢諭吉の憲法論—明治憲法観を中心に」（『法学研究』第八四巻三号、平成二三年三月）、参照。

- (56) なお、浅井はこの昭和一〇年に『明治立憲思想史に於ける英国議會制度の影響』（巖松堂書店）を刊行して、福沢が英国の政治制度について詳知していたことを論証している。こうした福沢や英国についての理解が、その天皇論に影響を与えたのかは定かでないが、興味深いテーマである。

- (57) 前掲『福沢諭吉全集』第五巻、六五四頁。富田氏は「再版」で削除されたとしているが、実際には昭和一二年四月二三日発行の初版の段階で『帝室論』は含まれていないため、初版発行前に文部省から参考書として用いることが適当でないとの注意が与えられ、削除されたものと思われる。

- (58) 慶應義塾編『慶應義塾百年史』中巻・後（慶應義塾、昭和三九年）、八〇九頁。

- (59) 前掲『福沢諭吉全集』第六巻、三六二—三六八頁。

- (60) 前掲『福沢諭吉と自由主義』、一二七頁。
- (61) 福沢諭吉『福翁百話・百余話』（改造文庫、昭和一六年）、富田正文「校訂後記」、二八五頁。
- (62) 福岡井吉「昭和期『発禁』の概要」（小田切秀雄・福岡井吉編著『昭和書籍／新聞／雑誌発禁年表』上、明治文獻、昭和四〇年）、六一―一九頁。
- (63) 小田切秀雄・福岡井吉編著『昭和書籍／新聞／雑誌発禁年表』下一（明治文獻、昭和四二年）、二七―一六五頁。
- (64) 劇作家、演劇評論家。慶應義塾大学文科卒で、卒業後は『三田文学』などの編集に携わり、昭和二年には『戯曲集 福沢諭吉』（風俗社）を発表する。
- (65) 『東京朝日新聞』昭和九年一月一〇日付朝刊。
- (66) 伏見猛弥・阿部仁三『福沢諭吉』（北海道出版社、昭和二年）、一四五―一四六頁。
- (67) 小林澄兄『福沢諭吉』（文教書院、昭和一八年）、四一頁。
- (68) 前掲「小泉信三の象徴天皇論」、五〇頁。
- (69) 前掲『福沢諭吉の漢詩三五講』、一四五頁。
- (70) 文部省教学局『文部省推薦並教学局選奨図書思想関係発禁図書一覧』（文部省教学局、昭和一七年）、参照。
- (71) 丸山眞男「福沢に於ける『実学』の転回」（『東洋文化研究』第三号、昭和二年三月）、二―三頁。
- (72) 石田秀人「福沢諭吉と尾崎行雄」（『時局』第一四四号、昭和二十四年一月）、二四頁。
- (73) 浅井は終戦直後の昭和二〇年十一月、日本自由党（鳩山一郎総裁）が設けた憲法改正特別調査会の委員となり、翌年一月二一日、同調査会は憲法改正要綱を発表、浅井はその席で要綱の説明をしている。同要綱は統治権の総覧者としての天皇の地位を保全し、法律の裁可、官吏の任免、外交などの国務を国務大臣の輔弼によって行うとした上で、「議會は立法の府にして、同時に行政を監督する機関」とされ、「凡そ法規は議會の立法（法律）に依るを原則とす」などと規定していた。浅井は戦後、立憲君主制国家における君主の威厳、日本民族敬愛の中心としての天皇について強調する立場を取っており、同要綱には、浅井のかかる君主観や、戦前から一貫する議會の立法権重視の姿勢が反映されているといえよう（『読売新聞』昭和二年一月二二日付朝刊、同年八月二九日付朝刊、昭和三年八月二八日付朝刊）。新憲法制定後は、天皇への敬愛の念とともに、憲法の運用のあり方こそが重要であると強調し、そのモデ

ルとして「よどみのない政治が行われている」英国を挙げて、「革命をなしくずしでやってゆく英国流の政治のやり方を早く身につけることだ」と語っている（『朝日新聞』昭和二十三年九月二五日付朝刊）。

(74) 拙稿「占領下における福沢論の形成と展開」（『福沢論吉年鑑』第三二号、平成一七年）、参照。

(75) 『読売新聞』昭和二十二年五月二五日付朝刊。『慶應義塾百年史』もこの「おことば」は「特別」ものだったとしているから、異例のことではあったのだろう（『慶應義塾編』『慶應義塾百年史』下巻、慶應義塾、昭和四三年）、一七頁。

(76) 前掲『慶應義塾百年史』下巻、一四頁。

(77) 『徳島民報』昭和二十二年六月一〇日付、『新愛媛新聞』昭和二十二年六月一〇日付。

(78) 高橋誠一郎『新編 随筆慶應義塾』（慶應義塾大学出版会、平成二十二年）、八七―一一六頁。昭和二十二年一月に文部大臣に就任した高橋は、その就任の挨拶において、「個人」の自覚こそが新たな教育上の課題であり、福沢の「独立自尊主義」こそ重要だと位置付けた上で、「独立自尊主義の教育を実際に施すべき時期の到来したことを確信」して大臣の大任を受けたと熱弁していた（高橋誠一郎「独立自尊主義―就任のあいさつ」（『文部時報』第八三七号、昭和二十二年二月、一―四頁）。戦後の天皇のあり方をめぐって『帝室論』に着目したのも、当然といえよう。

(79) 前掲「小泉信三の象徴天皇論」、五〇頁。

(80) 小泉信三「読者への手紙」（小泉信三『小泉信三全集』第一六巻、文藝春秋、昭和四二年）、五一七頁（初出は『週刊新潮』昭和二十二年五月一五日号掲載）。

(81) 小泉信三「この頃の皇太子殿下」（前掲『小泉信三全集』第一六巻、所収）、五二三―五二四頁（初出は『文藝春秋』昭和三四年一月号掲載）。

(82) 皇太子は昭和五十一年二月一七日の記者会見で、浩宮に教育顧問のような人を依頼する考えはと問われ、「私の場合、小泉先生、安部院長、坪井博士と三人いました。小泉先生は常時「参与」という形で……。私はその影響を非常に受けました」と語っている。美智子皇太子妃も同年一〇月一八日付の記者会見で、浩宮の教育顧問について問われて、「小泉先生のような立派な方がいらっしゃればと、浩宮が中学生のころから望んでいました……。人選がむずかしく、まだ実現していません」と話している（園部英一『新天皇家の自画像―記者会見全記録』文春文庫、平成元年、一一七―一二二頁）。